

法人事業税の税率

法人の種類	所得等の区分	事業年度の開始時期					
		平成26年10月1日 ～ 平成27年3月31日	平成27年4月1日 ～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日 ～ 令和元年9月30日	令和元年10月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後	
		所得を課税の基礎とするもの	外形標準課税対象法人 普通法人のうち資本金の額又は出資金の額1億円を超える法人)	所得割 年400万円以下の所得	2.2%	1.6%	0.3%
所得割 年400万円を超え800万円以下の所得	3.2%			2.3%	0.5%	0.7%	
所得割 年800万円を超える所得又は軽減税率不適用法人又は清算所得	4.3%			3.1%	0.7%	1.0%	
付加価値割	0.48%			0.72%	1.2%		
資本割	0.2%			0.3%	0.5%		
普通法人 (上記以外)	所得割 年400万円以下の所得		3.4%			3.5%	
	所得割 年400万円を超え800万円以下の所得		5.1%			5.3%	
	所得割 年800万円を超える所得又は軽減税率不適用法人又は清算所得		6.7%			7.0%	
特別法人 (農業協同組合、信用金庫、医療法人など)	所得割 年400万円以下の所得		3.4%			3.5%	
	所得割 年400万円を超える所得又は軽減税率不適用法人又は清算所得		4.6%			4.9%	
収入を課税の基礎とするもの	電気供給業（発電・小売事業に係るもの）のうち資本金の額又は出資金の額1億円を超える法人	収入割	0.9%			1.0%	0.75%
		付加価値割				0.37%	
		資本割				0.15%	
	電気供給業（発電・小売事業に係るもの）のうち資本金の額又は出資金の額1億円以下の法人	収入割	0.9%			1.0%	0.75%
		所得割				1.85%	
	上記以外の電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人	収入割	0.9%			1.0%	

(注1) 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行っている法人で、資本金の額や出資金の額が1,000万円以上の法人です。

(注2) 貿易保険業を行う法人の収入金額に対する課税は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。